

プレジャーボート

# PB責任保険 PB総合保険

For Safety Cruising



改定 '11.4.2


PB総合保険(5トン以上のPB責任保険を含みます。)はヨット・モーターボート総合保険、動産総合保険、遊漁船業者賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険を組み合わせた全国プレジャーボート安全会会員向けの保険で東京海上日動火災保険株式会社の引き受けとなります。遊漁船業者賠償責任、船客傷害賠償責任保険については別紙パンフレットをご覧ください。なお、ヨット・モーターボート総合保険、動産総合保険、遊漁船業者賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険は全国プレジャーボート安全会を契約者とする団体契約です。

## ご加入内容に関する 大切なお知らせ

ご加入・ご更新いただく前に、保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、ご更新の場合は、現在のご加入内容についても併せてご確認いただき、万一誤りがありましたら取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

**漁港やマリーナなどを利用されるプレジャーボート所有者の皆様へ  
プレジャーボートオーナーのための、とても頼りになる総合保険です。**



 **漁船保険組合**  
全国プレジャーボート安全会



ご加入の  
対象艇

20トン未満のレジャー艇（プレジャーモーターボート、プレジャーヨット）  
5トン未満の営業艇（遊漁船、旅客船、瀬渡し船、交通船、遊覧船）

※漁船（漁船登録がある船舶）、水上バイク、各種作業船、貨物の運搬を業とするもの、教習艇、競走用モーターボート、ゴム製のボートは加入できませんので、ご注意ください。

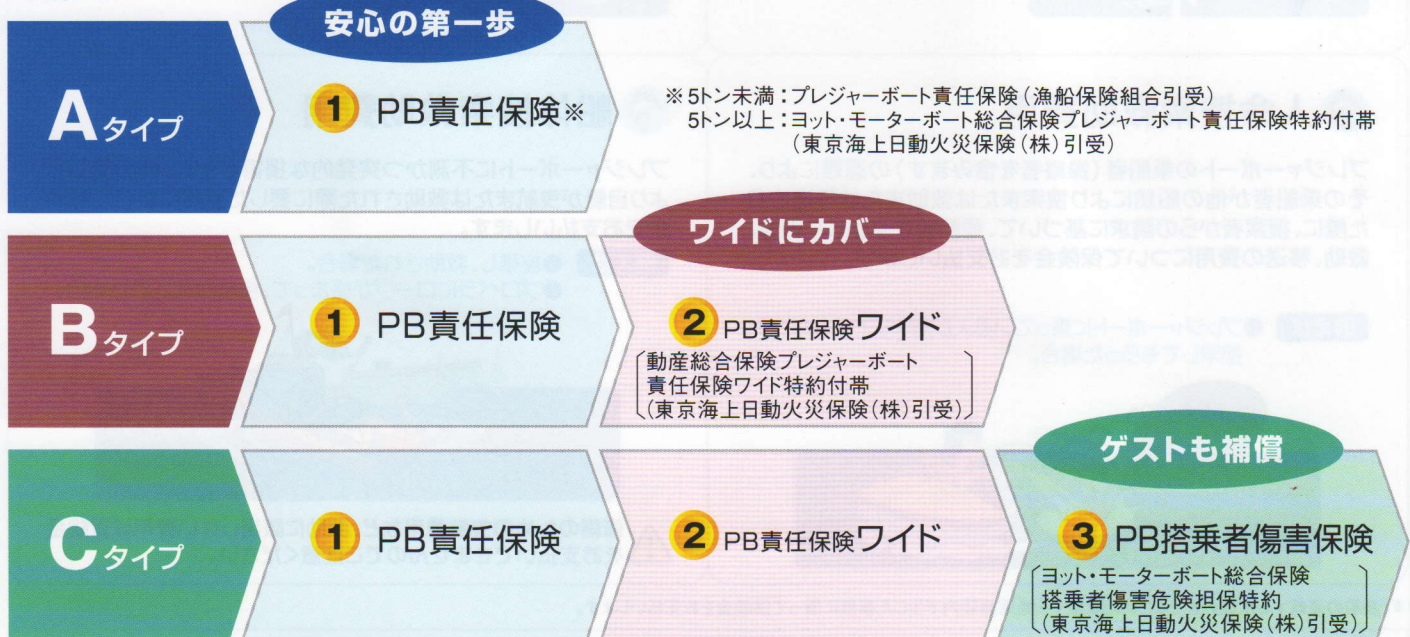
PB責任保険・PB総合保険の特徴とメリット

1. 捜索救助費用は、PB責任保険にセット付帯（人命だけではなくご自身の艇の曳航救助費用も補償します。）
2. 無事故艇は保険料を割引（無事故期間1年5%、2年10%、3~4年15%、5年以上20%、保険料を割引。ただし、5トン未満のPB責任保険の契約部分のみ。）
3. 団体加入で保険料を割引（10隻以上19隻以下で5%、20隻以上で10%、保険料を割引。ただし、5トン未満のPB責任保険の契約部分のみで、保険期間を同一として一括加入される場合。）
4. 海の事故処理に精通した専門スタッフ（事故による漁業者とのトラブルなど、円満な解決を目指します。）
5. プレジャーボート保険クレームデスク（フリーダイヤル）で24時間365日事故受付

保険構成・ご契約パターン

A・B・Cの、3つのタイプの中からお選びください。

ご契約タイプ



保険料（年額）はどのくらい？（5トン未満モーターボート50馬力以下の場合）

<b>Aタイプ</b>	① PB責任保険 13,200円	合計保険料 13,200円		
<b>Bタイプ</b>	① PB責任保険 13,200円	② PB責任保険ワイド 4,000円	合計保険料 17,200円	
<b>Cタイプ</b>	① PB責任保険 13,200円	② PB責任保険ワイド 4,000円	③ PB搭乗者傷害保険 5,160円	合計保険料 22,360円

保険金額1事故につき1億円

1名保険金額500万円×定員3名

上記A・B・Cパターン以外のご加入はできませんので、ご注意ください。

保険期間

保険期間（保険の対象となる期間）は、保険開始日から1年間です。  
（初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。）





安心の第一歩です

# ① PB責任保険

5トン未満：プレジャーボート責任保険（漁船保険組合引受）  
5トン以上：ヨット・モーターボート総合保険プレジャーボート責任保険  
特約付帯（東京海上日動火災保険（株）引受）

こんなときに保険金をお支払いします

## 対人賠償

プレジャーボートの所有・使用・管理に起因する事故により、他人（自船の乗船者以外）を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。（※）

### 例えば

- 漁船、レジャー船やその他船舶に衝突して、相手船の乗船者を死傷させてしまった場合。
- 水上オートバイや、水上スキーなどと衝突して、相手を死傷させてしまった場合。
- 遊泳者やダイバーなどと接触して、死傷させてしまった場合。



## 対物賠償

プレジャーボートの所有・使用・管理に起因する事故により、他人（自船の乗船者以外）の財物を滅失・破損・汚損し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。（※）

### 例えば

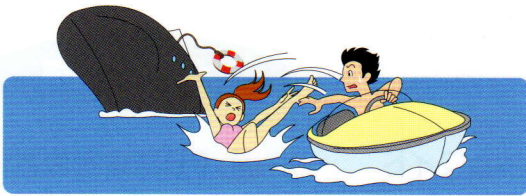
- 漁船、レジャー船や遊覧船あるいは貨物船などの船舶に衝突して、船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合。
- 桟橋や補給設備などのマリーナ等にある施設や航路標識や防波堤などの港湾にある施設に損害を与えてしまった場合。
- 定置網、養殖網、海産物などの漁業用施設や漁協の施設に損害を与えてしまった場合。



## 人命搜索救助費用

プレジャーボートの乗船者（操縦者を含みます）の遭難により、その乗船者が他の船舶により搜索または救助または移送された際に、搜索者からの請求に基づいて、乗船者が支出した搜索、救助、移送の費用について保険金をお支払いします。

- プレジャーボートに乗っている人が落水して見つからず、搜索してもらった場合。



## 船体搜索救助費用

プレジャーボートに不測かつ突発的な損害が生じ、他の船舶により自艇が曳航または救助された際に要した費用について保険金をお支払いします。

- 座礁し、救助された場合。
- プロペラにロープが絡まって、曳航救助された場合。



⚠ 修繕のための曳航費用など、救助に該当しない費用は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（※）漁船の運航する水域内またはこれに隣接する港湾施設内で生じた事故に限って保険金をお支払いします。

## ◎ 保険金のお支払い

- 保険金のお支払いは、保険金額が上限となりますが、他の船舶乗船者の所持品損害の賠償額は1事故1人あたり20万円、搜索救助費用（人命及び船体の搜索救助費用を合算したもの）は1事故200万円を上限に、被保険者に保険金をお支払いします。
- お支払いする賠償金および費用の額が1事故1万円以上の場合にその額を上記の範囲でお支払いします。
- 人命及び船体の搜索救助費用では、他の船舶の費用について、船体の救助を伴う事故の場合は船舶使用料（乗組員の給料・食料費を含む）及び燃料費を、船体の救助を伴わない事故の場合は燃料費、食料費及び乗組員の給料をお支払いします。（ただし、これらの費用のうち引受保険会社が正当と認めるものに限ります。）その他の費用については、PB責任保険ワイドの搜索救助費用で補償されるものがあります。
- 遭難が明らかでない場合は、被保険者が48時間以上消息不明で、警察署（海上保安庁その他の公的機関）、漁業協同組合またはサルベージ会社に搜索を依頼したことをもって遭難の発生とみなします。
- 対人・対物の賠償責任の保険金の種類とお支払い方法  
次のような損害賠償金や諸費用をお支払します。
  - ① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金（被衝突船舶にかかる修理費等の損害、積荷の引揚、治療費、慰謝料等）
  - ② 被保険者に対し損害賠償請求訴訟が提起された、または仲裁・示談となったときに必要・有益であった訴訟費用、または仲裁・示談手続きに必要な費用
  - ③ 海難審判に必要、または有益であった費用
  - ④ ②の場合において損害賠償に関し仮差押えを排除するために必要な保証料、または保証金借入利息
  - ⑤ 保険の対象となる事故について被保険者の責任を防衛、軽減するために必要または有益な費用【お支払い方法】
 ・上記「①」と「②～⑤の争訟費用を除いたもの」の合計額を保険金額を限度にお支払いします。  
 ・争訟費用については引受保険会社が認める場合に限り実額をお支払いします。

## ◎ 保険金をお支払い出来ない主な場合

- 自船の乗船者（操縦者、出港時に乗船していた方など）に対する賠償責任
  - 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
  - 漁船の運航する水域以外で発生した事故による損害または費用
  - 正貨、貴金属、宝石、債券その他の流通証券およびその他の類似の財物に与えた賠償責任
  - 人命及び船体の搜索救助費用のうち、燃料・オイル切れ、バッテリーの不調、燃料コックの開け忘れ、船底プラグの閉め忘れなど、軽微な機関故障や不適切な操船または操機によるものなど。
  - 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって使用中に生じた損害
  - 担保地域（日本国の陸地から200km以内の水域および内陸（水域相互間が連続していない場合は、隣接する水域に共通する接線のうち最短のもので結んだ内側）から外れているときに生じた事故による損害（5トン以上の場合））
  - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害（5トン以上の場合） など
- ⚠ PB責任保険の対人賠償と対物賠償は法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いするものです。例えば台風などの自然災害によって他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えたような法律上の賠償責任を負わないケースでは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。





事故の費用をワイドにカバーします

# ② PB責任保険ワイド

動産総合保険プレジャーボート責任保険ワイド  
特約付帯 (東京海上日動火災保険(株)引受)

こんなときに保険金をお支払いします

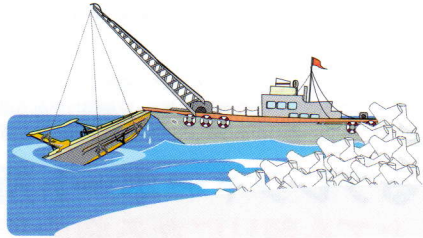
## 船骸撤去費用

100万円  
限度

プレジャーボートが沈没や座礁などの不測かつ突発的な事故により全損となったとき、法令などによって撤去勧告・命令を受け、船骸撤去費用(引受保険会社が正当と認める費用)を負担する場合に、1事故につき100万円を上限に保険金をお支払いします。

「全損」とは以下のことをいいます。

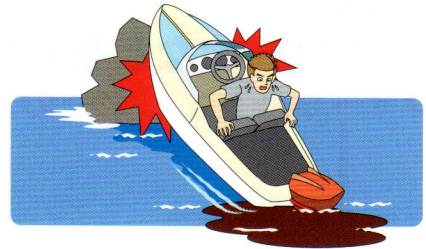
- ①プレジャーボートが原型をとどめない状態になったとき
- ②プレジャーボートが原型に復旧が不可能なまでに船体の主要部分に損傷を受けたとき
- ③プレジャーボートの救助が技術的に不可能になったとき
- ④プレジャーボートが沈没し引揚げが容易にできなくなったとき
- ⑤修理費用及び修理工場等への運搬費用の合計額がプレジャーボートの時価額を超えるとき



## 水面清掃費用

20万円  
限度

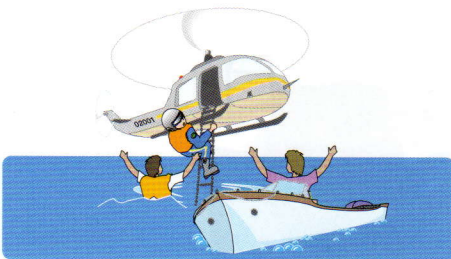
プレジャーボートが衝突や座礁などの不測かつ突発的な事故により、船体に損傷を受け燃料などが流出してしまったとき、水面清掃費用(引受保険会社が正当と認める費用)を負担する場合に、1事故につき20万円を上限に保険金をお支払いします。



## 搜索救助費用

200万円  
限度

プレジャーボートの乗船者(操縦者を含みます。)の遭難により、遭難した乗船者を搜索、救助、移送する活動に対して、搜索者からの請求に基づいて乗船者が支出した搜索、救助、移送費用、またはプレジャーボートに不測かつ突発的な損害が生じた場合に曳航、救助のために要した費用のうちPB責任保険で支払われる人命及び船体の搜索救助費用以外の費用(引受保険会社が正当と認める費用)について保険金をお支払いします。ただし、PB責任保険で支払われる人命及び船体の搜索救助費用と合算して1事故につき200万円を上限とします。



※ PB責任保険では、船舶以外による救助費用はお支払いできません。

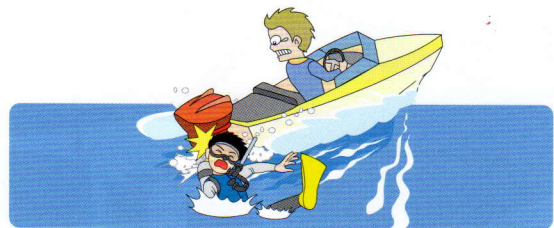
⚠ 港内におけるプロペラてん絡物除去のためのダイバー等の費用や、修繕のための曳航費用など、救助に該当しない費用は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

## 賠償責任

3,000万円  
限度

プレジャーボートの所有・使用・管理に起因し他人の生命・身体を害し、または他人の財物を損壊したことで法律上負担しなければならない以下の賠償責任について、1事故につき損害賠償金等を合算して3,000万円を上限に保険金をお支払いします。

- 陸上(自宅脇など)保管中において、プレジャーボートの所有・使用・保管に起因し、他人を死傷させ、または他人の財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合。
- 落水者など舷外の自船乗船者(自船からの落水者、ダイバーや水上スキーヤーなど)をプレジャーボートの運航により死傷させまたはその者の携行していた財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合。
- プレジャーボートの衝突事故により、被衝突船舶乗船者の所持品に与えた1事故1人当たり20万円を超え100万円までの損害について、法律上の損害賠償責任を負担する場合。



## ◎保険金のお支払い

- それぞれの担保項目ごとの責任限度額を上限に、被保険者に保険金をお支払いします。
- 船骸撤去費用、水面清掃費用、搜索救助費用についてはお支払いする費用の額がそれぞれ1事故1万円以上の場合にその額を上記の範囲でお支払いします。
- 遭難が明らかでない場合は、被保険者が48時間以上消息不明で、警察署(海上保安庁その他の公的機関)、漁業協同組合、サルベージ会社または航空会社に搜索を依頼したことをもって遭難の発生とみなします。
- 対人・対物の賠償責任の保険金の種類とお支払い方法  
次のような損害賠償金や諸費用をお支払します。
  - ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料等)
  - ②損害の防止・軽減に必要なまたは有益な費用
  - ③他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用
  - ④賠償責任がないと判明した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険者が同意した費用
  - ⑤万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用(事前に引受保険会社の同意が必要です。)

【お支払い方法】

- ・上記①~④の損害額の合計額は責任限度額を限度にお支払いします。
- ・⑤の争訟費用については実額をお支払いします。ただし、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

## ◎保険金をお支払い出来ない主な場合

- 自船の搭乗者(操縦者を含む)に対する賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- 船体の装備品、正貨、貴金属、宝石、債券その他の流通証券およびその他の類似の財物に与えた賠償責任による損害
- 搜索救助費用のうち、燃料・オイル切れ、バッテリーの不調、燃料コックの開け忘れ、船底プラグの閉め忘れなど、軽微な機関故障や不適切な操船または操機によるもの
- 飲酒等によって正常な操縦ができないおそれがある状態での操縦により生じた損害
- 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって操縦された場合に生じた損害
- 担保地域(日本国の陸地から200km以内の水域および内陸(水域相互間が連続していない場合は、隣接する水域に共通する接線のうち最短のもので結んだ内側))から外れているときに生じた事故による損害
- 地震、もしくは噴火またこれらによる津波による損害  
など





レジャー艇のゲストの方へ

# ③ PB搭乗者傷害保険

ヨット・モーターボート総合保険  
搭乗者傷害危険担保特約付帯  
(東京海上日動火災保険(株)引受)

こんなときに保険金をお支払いします

ご加入のレジャーボートに搭乗中の方(操縦者を含みます)が、急激かつ偶然な外来の事故により死亡されたり、後遺障害または傷害を被られた場合、あらかじめ定められた金額を保険金としてお支払いします。

## 死亡保険金

ケガがもとで事故の日から180日以内に亡くなられたとき、1名につき保険金額の全額を、被災搭乗者の法定相続人にお支払いします。

●既に支払った後遺障害保険金または医療保険金があるときは、保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。

## 後遺障害保険金

ケガがもとで事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき、1名につきその身体障害の程度によりあらかじめ定められた額を、被災搭乗者にお支払いします。

●同一の事故で医療保険金も支払うべき場合には、医療保険金と後遺障害保険金の双方についてお支払いします。ただし、1回の事故につき、合算して1名あたり保険金額を限度とします。

## 医療保険金

ケガをして医師の治療を受けたとき、事故の日から180日以内で、平常の生活もしくは仕事ができるまでの医師による治療日数1日につき、1名あたりあらかじめ定められた日額を、被災搭乗者にお支払いします。(医学的見地がない場合はお支払いの対象外となります。)

●医療保険金の支払を受けられる期間中、更に医療保険金の支払を受ける別の傷害を被ったとしても重複してお支払いしません。



### ◎保険金をお支払い出来ない主な場合

- 被保険者の故意または重過失によって、その本人について生じた傷害
- 船から離れている時に生じた傷害
- 飲酒し操縦している場合、または麻薬等の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦した場合のその本人に

ついて生じた傷害

- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた傷害
- 日射、熱射または精神的衝動による身体の障害
- 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって操縦中にその者に生じた傷害

- 担保地域(日本国の陸地から200km以内の水域および内陸(水域相互間が連続していない場合は、隣接する水域に共通する接線のうち最短のもので結んだ内側))から外れているときに生じた事故による傷害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による傷害 など

## 保険料(1年間)

### ① PB責任保険

この保険料には、人命及び船体の捜索救助費用の保険料が含まれています。保険料単位：円

保険金額 (1事故につき)	モーターボート					ヨット		
	5トン未満					5トン未満		
	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超 150馬力以下	150馬力超	5トン以上 (50馬力超※)	8m以下	8m超	5トン以上 (8m超※)
1,000万円	9,800	15,400	20,000	24,600	—	10,200	14,700	—
3,000万円	12,300	17,200	21,800	26,400	27,570	10,700	15,700	17,200
5,000万円	12,800	18,000	22,900	27,700	28,580	11,100	16,300	17,980
1億円	13,200	18,500	23,600	28,700	30,790	11,400	16,800	19,680
2億円	13,600	19,300	24,700	30,000	34,410	11,800	17,500	22,400
3億円	13,900	19,800	25,400	30,900	36,850	12,000	17,900	24,330
4億円	14,100	20,200	25,900	31,600	38,960	12,100	18,200	25,960
5億円	14,300	20,500	26,400	32,200	40,680	12,300	18,600	27,280
6億円	14,600	20,900	26,800	32,800	42,620	12,500	18,900	28,830
7億円	14,800	21,200	27,300	33,400	44,550	12,700	19,200	30,300
8億円	15,000	21,600	27,800	34,000	46,270	12,900	19,500	31,620
9億円	15,200	21,900	28,300	34,500	47,790	13,100	19,800	32,780
10億円	15,500	22,300	28,700	35,100	49,330	13,200	20,100	33,940

### ② PB責任保険ワイド

5トン未満	5トン以上
4,000	8,000

保険料単位：円

◎5トン未満のPB責任保険(上表青色の部分)は、保険料の割引があります。

無事故割引

無事故期間1年5%、2年10%、3~4年15%、5年以上20%の割引が適用されます。

団体契約割引

保険期間を同一として一括加入される場合には、10隻以上19隻以下5%、20隻以上10%の割引が適用されます。

※5トン以上でモーターボート50馬力以下又はヨット8m以下の場合の保険料については、お問い合わせください。

### ③ PB搭乗者傷害保険

保険料単位：円

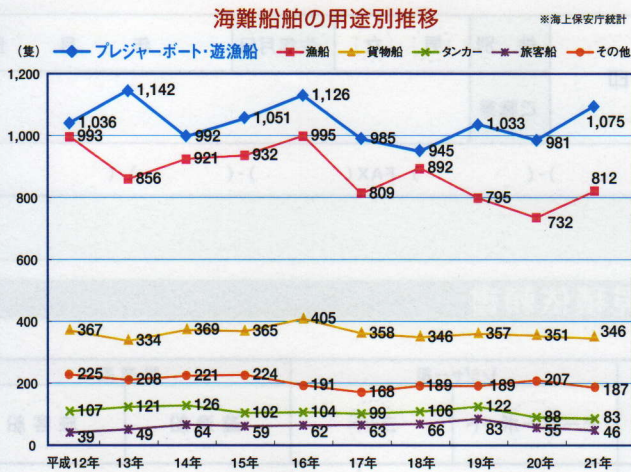
	1名あたり 保険金額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	7,500万円
		1日あたり 医療保険金	5,000円	10,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
定員	1名	2,360	4,720	7,080	8,970	12,740	20,300	29,740
	2	4,000	8,000	12,000	15,200	21,600	34,400	50,400
	3	5,160	10,320	15,480	19,610	27,860	44,380	65,020
	4	5,960	11,920	17,880	22,650	32,180	51,260	75,100
	5	6,520	13,040	19,560	24,780	35,210	56,070	82,150
	6	6,920	13,840	20,760	26,300	37,370	59,510	87,190
	7	7,120	14,240	21,360	27,060	38,450	61,230	89,710
	8	7,320	14,640	21,960	27,820	39,530	62,950	92,230
	9	7,520	15,040	22,560	28,580	40,610	64,670	94,750
	10	7,720	15,440	23,160	29,340	41,690	66,390	97,270
	11	7,920	15,840	23,760	30,100	42,770	68,110	99,790
	12	8,120	16,240	24,360	30,860	43,850	69,830	102,310

※この表の定員以上の保険料については、お問い合わせください。



# 万一に備え、プレジャーボートに賠償責任保険をつけることは、 今やマナーでもあり、ご自身を守る手段です。

## プレジャーボートの増加とともに、 事故の不安はますます大きく



## 意外にも、交通事故とほぼ同じ！ 海上での賠償事故発生率

交通事故発生率  
(自損事故を含みます。)

**0.94%**

736,688件/  
78,693,495台

※平成21年度国土交通省・警察庁統計

漁船賠償事故発生率

**0.89%**

1,685件/  
189,225隻

※平成21年度漁船保険PI基本損害実績

## 心配なのは、高額な賠償負担金

人身賠償負担金はどのくらい？

40才男性(扶養者あり)1名の死亡の場合

葬儀費  
**60**万円

逸失利益  
**7,614**万円

慰謝料  
**1,300**万円

人身賠償  
負担金額  
**= 8,974**万円

※自賠責基準により算定。過失割合は100:0の場合。  
※前年度年収800万円・生活費控除35%・ライフニッツ係数を用いて逸失利益を算定。  
慰謝料は、本人分と遺族3名(妻・子2人)分を含む。

## どうする？高額な漁業補償、 事故や遭難での救助費用

漁業補償等

定置網や養殖施設  
などへの乗り上げ

最大  
**2,500**万円  
程度

捜索救助費用

座礁などの事故や、  
乗船者の落水

最大  
**200**万円  
程度

※漁船保険20トン未満事故支払実績 平成元年度～21年度

## 全国プレジャーボート安全会規約

### 【名称】

第1条 本会は、全国プレジャーボート安全会と称する。

### 【目的】

第2条 本会は、スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶(以下「プレジャーボート」という。)の安全な運航及び事故防止並びに漁業との共生のための調査研究並びに啓発を行うことを目的とする。

### 【活動】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。  
(1) プレジャーボートの安全な運航と事故防止に関する調査、研究及びその啓発並びに広報  
(2) プレジャーボートと漁船間のトラブルの防止に関する調査、研究及びその啓発並びに広報  
(3) プレジャーボートに係る責任保険、船舶保険並びに搭乗者傷害保険等のあっ旋(5トン未満の船舶に係るプレジャーボート責任保険を除く。)  
(4) 前各号に掲げるもの他、本会の目的を達成するために必要な活動

### 【事務の委託】

第4条 本会は、前条各号に掲げる活動に係る事務に関し、別に定める一部事務について有限会社エフ・ブイ・アイサービスに委託するものとする。

### 【会員の種類】

第5条 本会の会員の種類は、正会員及び賛助会員とする。

### 【正会員】

第6条 本会の正会員たる資格を有する者は、プレジャーボート責任保険に加入している者及び本会が認めるプレジャーボートのオーナーであって、本会への入会の申し出のあった者とする。

### 【賛助会員】

第7条 本会の賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者であって会長が認めたものとする。

### 【正会員の入会及び脱会】

第8条 正会員たる資格を有する者が、書面により入会の申込みをしたことをもって入会とする。  
2 正会員から書面等による脱会の意思表示がなされたことをもって脱会とする。

### 【会費】

第9条 本会の経費は、賛助会員の会費等をもってこれを賄う。

### 【役員】

第10条 役員は、会長及び監事1名とし、評議員会において会員の中から選任する。

【会を代表すべき会長】

第11条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

【監事の職務】

第12条 監事は、少なくとも毎会計年度1回本会の財産及び業務執行の状況を監査して、これを評議員会に報告しなければならない。  
2 監事は、前項に規定するもののほか、必要に応じて監査することができる。  
3 監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

【役員任期】

第13条 役員任期は2年とし重任を妨げない。  
2 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

【評議員】

第14条 本会は評議員5名以上を置き、会員及び学識経験者の中から評議員会の議を経て会長が委嘱する。  
2 評議員任期は2年とし重任を妨げない。  
3 評議員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

【評議員会】

第15条 本会は毎年1回、評議員会を開き、必要に応じて、臨時評議員会を開催するものとする。  
2 評議員会は、会長が召集するものとし、評議員会を召集するには、会日より5日前に、評議員に対して、その通知を発することを要する。  
3 次の各号に掲げる事項は評議員会の決議を経なければならない。  
(1) 本規約の変更 (2) 活動の報告及び計画 (3) 決算及び予算  
(4) 会長及び監事の選任及び解任 (5) その他本会の運営に関する重要な事項  
4 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。  
5 評議員は、1個の議決権を有する。  
6 評議員会の議事は、評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数がこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
7 評議員会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した評議員がこれに署名又は記名押印することを要する。

【会計年度】

第16条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。



## ご加入の手続き

### ステップ 1

このパンフレットの「見積依頼書」に必要事項を記入し、「船舶検査証書」と「船舶検査手帳」の写しをご用意ください。

### ステップ 2

お見積り等をご案内（お電話でのご連絡または「お見積書」のご郵送またはFAX）した後、加入申込書・依頼書と保険料送金用紙等をお送りいたします。

### ステップ 3

加入申込書・依頼書にご捺印のうえご返送いただき、保険開始日より前に余裕をもって、保険料を金融機関等でお支払いください。

## 万一事故が起きたときには…

### プレジャーボート保険クレームデスク

フリーダイヤル

☎ 0120-661-104

FAX

0468-81-0067

（24時間365日受付。携帯電話や船舶電話からもご利用になれます。）

※土日祭日及び夜間（午後5時から翌日午前9時まで）は、☎ 0120-119-110（東京海上日動安心110番）までご連絡ください。

- プレジャーボート保険クレームデスクでは事故の受付を行っております。事故時に救助等の手配を行うものではありません。保険事故または保険事故の原因となる不測かつ突発的な事故が発生したときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容、他の保険契約の有無・内容、その他の必要事項について、プレジャーボート保険クレームデスクにご通知ください。また、盗難のときは遅滞なく警察にお届けください。
- ご契約内容確認のために加入者証記載の「加入者番号」が必要となりますので「加入者証」付属の「加入者カード」を携帯されることをおすすめします。また、後日のため、「事故発生通知書」を必ずFAXしてください。
- 賠償責任について相手側と示談される場合や事故にあったプレジャーボートを修理される場合は、必ず事前に引受保険会社へ通知し承認を得ることが必要です。
- この保険では上記クレームデスク及び引受漁船保険組合等で事故後のサポートをさせていただきますが、被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
- 保険金請求に必要な書類：保険金のご請求にあたっては、引受保険会社所定の書類を提出していただきますので、プレジャーボート保険クレームデスクまたは取扱代理店もしくは引受保険会社にお問合わせ下さい。保険金請求権については時効<3年>があります。ご注意ください。

## ご契約の際のご注意

- 告知義務：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。引受保険会社の代理店には告知受領権があります。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。  
【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】  
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。  
【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】  
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。ただし、PB責任保険ワイド（船體撤去費用・水内清掃費用は除く）については同種の契約が他にある場合の保険金のお支払いは他の契約が優先となります。
- 賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要となります。
- この保険は、示談交渉付きではありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社等からの助言に基づき、ご加入者（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。なお、引受保険会社等の承認を得ないでご加入者間で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
- PB責任保険では、船舶の所有者等々の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）その他法令に基づき被保険者の責任が制限された場合には、その制限された後の金額を損害賠償金の額とします。なお、当該法令に基づき被保険者の責任が制限される場合には、被保険者が責任制限手続きを取らない場合であっても、当該責任制限額を賠償額とみなして保険金をお支払いします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## 引受保険会社が東京海上日動火災保険（株）の場合、以下についてもご注意願います

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限り。））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。  
（注）保険契約者が「個人・小規模法人・マンション管理組合」（以下「個人等」といいます）以外の方である保険契約であっても、その被保険者である「個人等」がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- 取扱代理店は東京海上日動火災保険（株）との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、東京海上日動火災保険（株）代理店と有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険（株）と直接契約されたものととなります。
- 保険金額が一定金額を超えるご契約につきましては「テロ危険不担保特約条項」を付帯してお引き受けすることになります。詳細は取扱代理店または東京海上日動火災保険（株）までご照会ください。
- 先取特権について：PB責任保険（5t以上）において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の（1）～（3）までの場合に限られますので、ご了解ください。  
（1）被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合  
（2）被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合  
（3）被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## ご契約後のご注意

- 保険加入者証：保険加入者証が、1ヶ月以上経過しても届かないときは、お手数ながら団体窓口へご照会いただきますようお願いいたします。ご照会に際しましては、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）などをご連絡願います。
- 通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合にご連絡いただく義務）：  
（5t未満のPB責任保険）  
・プレジャーボートの譲渡 ・プレジャーボートの用途変更 ・プレジャーボートの保管場所の変更又は保管施設の構造を改変 ・保険契約者または被保険者の氏名若しくは名称または住所の変更 ・プレジャーボートの改造 ・プレジャーボートのエンジン換装 ・他の保険契約の締結（重複する保険契約を締結された場合、契約を解除することがあります。） ・艇の入れ替（新たに別のプレジャーボートを取得される場合には、保険を新たなプレジャーボートに引継ぐことができます。ただし、5t区分（未満/以上）に変更がある場合は保険を引継ぐことができません。）  
（上記以外の保険）  
ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険料の払戻し：保険料を払戻しできるのは、下記事由による保険の解約及び艇又はエンジンの入替等、一定の事由が発生した場合に限られます。なお、払戻保険料は未経過期間に対する保険料に定率を乗じた額となります。詳しくは、お問い合わせください。  
・プレジャーボートの解体 ・プレジャーボートの所有権の移転等 ・プレジャーボートの所有者又は使用者の死亡・解散・破産 ・プレジャーボートの漁船登録の取得 ・プレジャーボートの滅失、沈没、盗難等

## 引受

### 5トン未満のPB責任保険

### 漁船保険組合（お問合わせ先と同じ）

### 上記以外の保険（PB総合保険）

〔東京海上日動火災保険（株）代理店〕

### （有）FVIサービス

～「FVI」は、Fishing Vessel Insurance  
（漁船保険）の略です～

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1-2-2日比谷ダイビル

TEL (03) 5532-1366 FAX (03) 5532-1367

### 〔引受保険会社〕

### 東京海上日動火災保険株式会社

（担当部署）船舶営業部 営業開発室

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

TEL (03) 5223-3222 FAX (03) 3285-1083

5トン未満のPB責任保険以外の保険契約は全国プレジャーボート安全会を被保険者とし、全国プレジャーボート安全会を被保険者とする団体契約となります。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国プレジャーボート安全会が有します。

### 漁船保険とは…?

漁業経営の安定のために「漁船損害等補償法」という法律に基づき実施されている保険です。全国で、45の漁船保険組合により保険の引受が行われ、20万隻弱の漁船と約1万5千隻のプレジャーボートが加入しています。

### Let's Visit!!

### 漁船保険中央会ホームページ

<http://www.ghn.or.jp/>

### 漁船保険中央会 保険業務部 任意保険課

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-2-2

Tel (03) 3591-3102 Fax (03) 3591-3010

## お問合わせ先

〒891-0102  
鹿児島市星ヶ峯一丁目17番2号  
木の協海事事務所  
海事代理士 木 脇 祐 宣  
TEL 099-201-3611

このパンフレットは、プレジャーボート責任・総合保険の概要を紹介したものです。詳細は「保険約款」によりませんが、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先、取扱代理店、引受保険会社におたずねください。5トン未満のPB責任保険以外の保険契約は、全国プレジャーボート安全会を被保険者としているため、当該団体が保有する保険約款により。ご契約に際しては必ず「重要事項説明書」をよくお読みいただき、「保険約款」をご覧ください。